

TOPICS

ライフプランを考えるときに知っておきたい話題を取り上げて解説します

POINT

年金制度改正法の改正点のポイントは、「厚生年金の対象範囲の拡大」「働きながら年金を受け取ると減額される仕組み（在職老齢年金）の対象者の縮小」「標準報酬月額の上限の引上げ」「遺族厚生年金の男女共通化」の4つ。

年金制度改正法が公布 令和8年（2026年）度から順次施行

令和7年（2025年）6月20日に、年金制度改正法が公布されました。この改正では、厚生年金の対象拡大など働き方に中立的な制度に向けた見直しが盛り込まれた一方で、将来の基礎年金の底上げなど今後の検討課題となりました。ここでは、今回の改正内容の要点と、次回以降の改正に持ち越された内容を、紹介します。

3つの要件を撤廃して 厚生年金の対象範囲を拡大

第1の改正点は、厚生年金の対象範囲の拡大です【図表1】。働き方や勤め先による年金の違いをなくすため、厚生年金の対象範囲は、これまで段階的に拡大されてきました。

パート労働者では、厚生年金に加入する際の4つの要件のうち、2つが廃止されます。企業規模の要件は、現在の社員50人超が段階的に縮小されて、2035年10月に撤廃されます。賃金の要件は、現在の基本給月額8.8万円以上が、公布から3年以内に撤廃されます。労働時間の要件は週20時間

【図表1】改正の概要1

パート労働者の企業規模要件	
現	在：社員50人超
2027年10月	：35人超
2029年10月	：20人超
2032年10月	：10人超
2035年10月	：撤 廃

パート労働者の賃金要件	
現	在：基本給月額8.8万円
公布後3年以内	：撤 廃

個人事業所の業種要件	
現	在：17業種が対象
2029年	：撤廃（*）
*既存事業所は当面非適用	

以上なので、すべての都道府県で最低賃金が時給1016円以上になると、厚生年金の対象者は賃金の要件を原則として超えるためです。

個人事業所では、厚生年金の対象となる2つの要件のうち、業種の要件が2029年10月に撤廃されます。ただし、その時点で存在している事業所は、当分の間、厚生年金の対象外のままになります。

なお、パート労働者の企業規模の要件や個人事業所の業種の要件を満たさない事業所でも、労使が合意すれば、任意で厚生年金の適用を受けられます。

加えて、これらの拡大で厚生年金の対象



ニッセイ基礎研究所
主席研究員

中嶋 邦夫

[なかしま・くにお]

1995年東京大学卒業、2007年博士号取得（経済学・東洋大学）。日本生命保険を経て、2002年より現職。参議院 厚生労働委員会調査室 客員調査員、厚生労働省年金局 年金調査員などを歴任。各種メディアで分かりやすく年金制度を解説するとともに、改革案の提言や試算を行っている。

働いた場合に年金が減額される対象者を縮小

第2の改正点は、働きながら年金を受け取ると減額される仕組み（在職老齢年金）の対象者の縮小です。将来世代の年金水準の低下を抑えるために、経済的に余裕がある高齢者の年金額を抑える仕組みでしたが、高齢者の働く意欲を低下させるなどの指摘が出ていました。

現在は月あたりの標準報酬（賞与を含む）と厚生年金の合計が月51万円（2025年度の金額）を超えると、超えた額の半額が減額されますが、2026年4月からは基準額が62万円相当へ引き上げられて、減額の対象者が縮小されます【図表2】。なお、基準額は賃金上昇率に合わせて毎年度見直されているため、具体的な水準は同年1月に公表される見込みです。

【図表2】改正の概要2

在職老齢年金の減額対象基準 (月あたり標準報酬 +厚生年金)	
現	在：51万円以上
2026年 4月	62万円以上(*)
*実際の金額は賃金上昇率で改定	
標準報酬月額の上限	
現	在：65万円
2027年 9月	68万円
2028年 9月	71万円
2029年 9月	75万円

保険料や年金の計算基礎となる月給の上限を引上げ

第3の改正点は、標準報酬月額の上限の引上げです。標準報酬月額は、保険料や年金額の計算基礎となる月給をいくつかの等級に区分した金額です。年金額の格差を抑えるために、現在の上限は65万円になっていますが、2027年9月から段階的に75万円へ引き上げられます【図表2】。

この引上げによって、該当者とその勤務先は支払う保険料が増え、該当者は受け取る厚生年金が増額されます。また、年金財政が改善することで、現在の制度を続けた場合よりも、将来の全員の厚生年金の水準が上がる効果もあります。

遺族厚生年金を男女共通化
(原則5年化や加算など)

第4の改正点は、現役時に死亡した場合の遺族厚生年金の見直しです【図表3】。

【図表3】改正の概要3

遺族厚生年金 (遺族年金の対象になる子がいない場合)
現在
妻・30歳未満=5年間 妻・30歳以上=無期 夫・55歳未満=なし 夫・55歳以上=60歳から無期 ※いずれも年収850万円未満の場合のみ支給
改正後
妻夫とも・60歳未満=5年間+継続給付 (継続給付は配慮が必要な場合) 妻夫とも・60歳以上=無期(現行どおり) ※5年間の給付には収入要件なし ※現行制度よりも給付を増額(老齢厚生年金にも)

これまでは、男女の就業環境の違いに配慮して、受給の要件などに男女差がありました。しかし、近年の就業環境に合わせて、20年をかけて男女共通の仕組みに変更されます。見直し後は、遺族厚生年金の役割が「生活を再建するためのもの」と位置づけられ、60歳未満に対しては、原則として5年間の給付になります。その際、現行制度で設けられている収入要件がなくなり、現在の遺族厚生年金の水準に加算が付ききます。

また、5年以内に十分な生活再建に至っていない人に配慮して、所得や障害の状態に応じた給付を、最長で65歳まで継続できます。加えて、給付期間が短縮されることへの配慮として、婚姻中の夫婦の厚生年金の加入記録を分割する形で、残された配偶者の老齢厚生年金に加算が付ききます。

今後の検討課題

なお、遺族年金の対象になる子がいる受給者は、子がいる期間は現行制度と変わりがなく、子が成長するなどして遺族年金の要件から外れた場合には、その時点から前述した有期給付などが適用されます。また、施行前日に39歳以上の女性や受給中の人には、この見直しは適用されません。

以上の見直しは改正法の本則に規定された一方で、次の4項目は、議論すべき課題が残っているために、附則で政府に検討などを義務づける内容にとどまりました。

① 厚生年金のさらなる適用拡大

第1の検討課題は、厚生年金のさらなる対象拡大です。今改正により対象拡大が進みますが、パート労働者の労働時間の要件や個人事業所の規模の要件は、今後も残ります。パート労働者の時間要件については、所定労働時間が週20時間以上という現在の基準を、令和10年(2028年)に施行される改正後の雇用保険と同じ週10時間以上にするのが検討課題となっています。また、複数の事業所で勤務する場合に労働時間を通算して判定することも、検討課題です。

② 高齢期の就労に合わせた

基礎年金の加入期間延長

第2の検討課題は、基礎年金の年金額に

反映する加入期間の延長です。基礎年金(1階部分)の年金額に反映される加入期間は、現在の制度では原則として20歳から59歳までの40年間ですが、これを64歳までの45年間に延長し、それに比例して給付を増額する案です。

今回の改正に向けて、社会保障審議会年金部会では賛成が多数を占めました。世論では負担の増加に反対する声が多く聞かれたため、政府は改正を見送りました。しかし、厚生年金は現在でも69歳までが対象で、その保険料には基礎年金の費用が含まれているため、制度が見直されても会社員や公務員の負担は増えません。むしろ、厚生年金に40年以上加入しても、基礎年金(1階部分)の年金額には40年分の加入しか反映されない点が、60代の就労が増えている現状に合っていない。次の改正に向けては、世論への説明が課題となりそうです。

③ 主婦パートなどの

第3号被保険者の取扱い

第3の検討課題は、**国民年金の第3号被保険者の範囲**です。第3号被保険者には、厚生年金加入者に扶養される年収130万円未満で日本に居住する配偶者のうち、20～59歳の人が該当します。ただし、厚生年金の加入要件に該当する場合は厚生年金が優先して適用され、第3号被保険者には

なりません。

第3号被保険者は保険料を支払いませんが、厚生年金の保険料や給付(2階部分)は標準報酬に比例するため、厚生年金加入者の世帯で世帯合計の収入が同じ夫婦は、片働きでも共働きでも、世帯合計の負担と給付は同額になります。しかし、現在は第3号被保険者の約半数が就労しており、これらの世帯では保険料の対象にならない収入が存在する点で、夫婦とも厚生年金に加入している世帯より有利になっています。

第3号被保険者の割合は近年低下しており、政府は厚生年金の対象者を拡大すること、第3号被保険者のさらなる縮小を目指しています。他方で、第3号被保険者を廃止して国民年金保険料を課すべきという意見があるため、状況を調査したうえで検討する規定になっています。

④ 基礎年金と厚生年金の

給付抑制期間の一致

第4の検討課題は、**基礎年金の底上げ策**とも呼ばれた、**基礎年金(1階部分)と厚生年金(2階部分)の給付が目減りする期間を揃える仕組み**です。現在の制度では、保険料の引上げをやめた代わりに、年金財政が健全化するまで年金額の伸びを物価や賃金の伸びより抑え、実質的に目減りさせる仕組みになっています。しかし、デフレで

経過措置が長引いた影響で、厚生年金よりも基礎年金で給付の抑制が長引き、現役時代に給与が少なく厚生年金が少ない将来世代ほど、年金額全体の目減りが大きくなる見込みになっています。

政府は、厚生年金の給付抑制期間を現在の制度よりも延長し、その財源で全加入者に共通の基礎年金の給付抑制期間を短縮して、両者を一致させる仕組みを提案しました。しかし、厚生年金の目減りが継続する点や、厚生年金の抑制分の一部が自営業等の基礎年金の底上げに使われる点、基礎年金の水準上昇に伴って国庫負担が増える点などが、批判されました。

政府は、この仕組みを除いた法案を国会へ提出しましたが、与野党の修正協議を経て、次の将来見通しの結果によっては基礎年金と厚生年金の給付が目減りする期間を揃えることが、改正法の附則に盛り込まれました。しかし、具体的な実施方法は記載されておらず、今後の検討課題として残っています。

今回の年金制度の改正は、働き方に中立な制度に向けた内容ではあるものの、通過点に過ぎません。次の改正に向けて、残された課題の検討や世論への説明が、早めに進められるかもしれません。